

内部通報窓口利用の手引

「内部通報窓口」とは

当社の役員、社員および取引先等社内外の関係者から組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談、または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール並びに社会的に信頼性の確保を図り、もってコンプライアンス経営の強化を目的として社内に設置している窓口でございます。

当社で業務に従事するすべての従業員等にコンプライアンス違反があった場合や、そのおそれのある行為を発見したときには内部通報窓口へ通報することができます。ただし、事実とは違っていることを知りながら行う通報や不正な目的による通報をしてはいけません。

尚、お問合せ頂きました内容についてはコンプライアンス責任者及びに、コンプライアンス責任者より委任された者のみが厳選に対処させていただきます。

内部通報の利用方法

社内外より以下の方法をご利用いただけます。

1. お電話の場合

03-5688-8611 管理部人事総務課 内部通報窓口担当までお電話ください。

2. 電子メールの場合

conflict@material.co.jp 管理部人事総務課 内部通報窓口担当宛にお送りください。

3. 面会の場合

上記1. あるいは2. の電話番号、メールアドレスより面会日程についてご相談いただけます。

4. 弊社 HP を経由する場合

当社企業 HP サイトマップの【弊社方針・紛争鉱物へのお問い合わせ・情報提供】より、ご連絡ください。

URL: https://www.material.co.jp/conflict_mailf.php

通報内容に関するご注意

通報の様式は自由ですが、通報内容を具体的に明示するとともに、次に掲げる事項を明示の上、
通報してください。(所定フォーマット・記入例参照)

- (1) 所属
- (2) 氏名
- (3) 自宅住所又は電子メールアドレス
- (4) 調査結果の回答が不要な場合はその旨

所属・氏名等を示すことなく通報することもできます。

通報に当たり、調査を迅速かつ公正、公平に行うため、できる限り具体的に
(いつ、どこで、誰が、どのようなコンプライアンス違反を、等)、記載するようにしてください。

※匿名での通報も受け付けておりますが、できる限り実名で通報に御協力下さい。

(匿名の場合、調査結果の通知や事実関係の調査を十分に行うことができない可能性、
または通報者の保護ができない場合があります。)

内部通報窓口は、次のように通報者を保護していますので、安心してご利用ください。

- ① 通報者が特定されないよう必要な措置をして調査に当たります。
なお調査により通報者が特定されるおそれがあると判断した場合は通報者に対し、
調査実施及び調査継続の是非について意思確認を行います。
- ② 通報者の所属、氏名を明らかにすることはありません。
- ③ 内部通報(不正な目的等での通報を除く)することで、通報者が不利益を被ることは
ありません。通報者に対して不利益を与えるようなことをしたものに対しては
厳正に対処します。

手順

通報を受理した後、当社は、調査の必要性について速やかに検討し、その検討結果を内部通報者に
報告します。ただし、通報者が匿名の場合はこの限りではありません。

- (1) 当該事象に関して初期調査を開始したことを報告します。
- (2) 初期調査の結果について説明するとともに、追加的な調査の実施の有無について説明し、追加調査を実施
しない場合には、その理由を説明します。また追加調査を実施する場合には、その調査がどの程度の期間
に渡り行われるのか、見込みを示します。
- (3) 追加調査が終了次第、内部通報者に当該調査の結果、及び講じられる是正処置を通知します。